
旅客営業規則 目次

1. 総則

第1条	目的
第2条	変更
第3条	適用範囲
第4条	用語の意義
第5条	運賃・料金前払いの原則
第6条	契約の成立時期および適用規定
第7条	乗車券の購入および所持
第8条	旅客の運送の制限または停止
第9条	運行不能の場合の取扱い
第10条	期間の計算
第11条	乗車券に対する証明
第12条	旅客の提出する書類

2. 乗車券の発売

2. 1 通則

第13条	乗車券の種類
第14条	乗車券の発売箇所
第15条	乗車券の発売範囲
第16条	乗車券の発売日
第17条	不正使用の場合の発売停止および割引証等の監査
第18条	割引証の無効となる場合および使用できない場合

2. 2 普通券の発売

第19条	普通券の発売
------	--------

2. 3 定期券の発売

第20条	通勤定期券の発売
第21条	通学定期券の発売
第22条	通学証明書・学生証明書の取扱い
第23条	入学予定または卒業予定の学生等に対する通学定期券の発売

2. 4 回数券の発売

第24条	回数券の発売
------	--------

2. 5 団体券の発売

第25条	団体券の発売
第26条	団体旅客運送の申込み

第27条	団体旅客運送の引受け
第28条	団体券の発売箇所
第29条	団体旅客申込人員等の変更
第30条	団体旅客申込人員増減時の取扱い
第31条	責任人員
第32条	団体旅客に対する保証金
第33条	一部区間不乗の団体券の発売
2. 6 貸切券の発売	
第34条	貸切券の発売
第35条	貸切旅客運送の申込み
第36条	貸切旅客運送の引受け
第37条	貸切旅客に対する保証金
第38条	貸切旅客申込人員等の変更および一部区間不乗の貸切券の発売
3. 運賃・料金	
3. 1 通則	
第39条	運賃計算の原則
第40条	運賃・料金の計算
第41条	駅と駅との中間に旅客の乗降を認める場合
第42条	年齢による旅客の区分および運賃の収受
第43条	小児の運賃
第44条	運賃割引の重複適用の禁止
3. 2 普通運賃	
第45条	大人普通運賃
第46条	割引の片道普通運賃
第47条	往復乗車の場合の普通運賃
3. 3 定期運賃	
第48条	大人定期運賃
3. 4 回数運賃	
第49条	回数運賃
3. 5 団体運賃	
第50条	団体運賃
第51条	団体旅客に対する無賃扱い
第52条	団体運賃の計算
第53条	25人未満の団体旅客に対する取扱い

第54条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する運賃
第55条	一部区間不乗の団体運賃の計算
3. 6 貸切運賃	
第56条	貸切運賃
第57条	貸切運賃の最低額
第58条	一部区間不乗の貸切運賃の計算
3. 7 料金	
第59条	貸切車両の留置料金
第59条の2	貸切扱い取消しの場合の回送料
第60条	鉄道駅バリアフリー料金
4. 乗車券の効力	
第61条	通用期間の起算日
第62条	乗車券の通用期間
第63条	乗車券の使用条件
第64条	効力の特例
第65条	途中下車
第66条	途中下車後の不乗区間に対する取扱い
第67条	途中下車の取扱いをしない乗車券類で途中下車の申し出があった場合の取扱い
第68条	券面表示事項が不明となった乗車券
第69条	改札機用券裏面の磁気が不明となった乗車券
第70条	乗車券が前途について無効となる場合
第71条	定期券以外の乗車券が無効となる場合
第72条	定期券が無効となる場合
第73条	乗車券不正使用未遂の場合
第74条	改氏名の場合の定期券の書換え
第75条	通学定期券の効力
5. 乗車券の様式	
5. 1 通則	
第76条	乗車券の表示事項
第77条	この章に規定する乗車券の様式
第78条	小児用等の記号の表示
第79条	地模様の印刷
第80条	乗車券の駅名等の表示
第81条	乗車券に押す印章

5. 2 普通券の様式

第 82 条 普通券の様式

5. 3 定期券の様式

第 83 条 定期券の様式

5. 4 回数券の様式

第 84 条 回数券の様式

5. 5 団体券および貸切券の様式

第 85 条 団体券の様式

第 86 条 貸切券の様式

6. 乗車券の改札および引渡し

第 87 条 乗車券の改札および引渡し

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 1 通則

第 88 条 乗車変更の種類

第 89 条 別途乗車

7. 2 乗車変更の取扱い

第 90 条 区間変更

第 91 条 往復乗車券に対する区間変更の取扱い

第 92 条 分岐乗車

第 93 条 団体券の行程変更

第 94 条 乗車変更をした乗車券についてさらに運賃の収受または払戻しをする場合

第 95 条 手数料の計算の単位

7. 3 無札および乗車券の不正使用

第 96 条 無札旅客に対する運賃・増運賃の収受

第 97 条 無札旅客の乗車駅不明の場合

第 98 条 定期券不正使用旅客に対する運賃・増運賃の収受

7. 4 払戻しおよび通用期間の延長

第 99 条 払戻し請求権行使の期限

第 100 条 運賃の払戻しに伴う割引証等の返還

第 101 条 運賃の払戻し箇所

第 102 条 任意の旅行取りやめによる旅行開始前の運賃の払戻し

第 103 条	改札後の乗車券の払戻し
第 104 条	任意の旅行取りやめによる使用開始前の定期運賃および回数運賃の払戻し
第 105 条	使用開始後の回数運賃の払戻し
第 106 条	通用開始後の定期運賃の払戻し
第 107 条	通用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し
第 108 条	定期運賃の払戻し特例
第 109 条	団体旅客申込人員減少時の払戻し
第 110 条	旅行中止による通用期間の延長および運賃の払戻し
第 111 条	傷病等の理由で割引乗車券の運賃を払い戻す場合の取扱い
第 112 条	傷病等の場合の証明
第 113 条	最終列車に乗り遅れた場合の通用期間の延長
7. 5 運行不能	
第 114 条	列車の運行不能の場合の取扱い
第 115 条	運行不能のため旅行を中止した場合の運賃の払戻し
第 116 条	運行不能の場合における無賃送還とこれに伴う運賃の払戻し
第 117 条	運行不能の場合における他経路乗車
第 118 条	運行不能区間を任意に旅行した場合の運賃の払戻し
第 119 条	運行休止の場合の運賃の払戻し
7. 6 紛失	
第 120 条	旅客が乗車券を紛失した場合
第 121 条	再收受した運賃の払戻し
第 122 条	定期券を災害によって焼失した場合
7. 7 誤乗および誤購入	
第 123 条	誤乗区間の無賃送還
第 124 条	乗車券の誤購入または誤発売の場合の取扱い
8. 入場券	
第 125 条	入場券の発売
第 126 条	入場券の料金
第 127 条	入場券の効力
第 128 条	入場券が無効となる場合
第 129 条	入場券の様式
第 130 条	入場券の改札および引渡し
第 131 条	無札入場者
第 132 条	入場料金の払戻し

9. 手回り品

第 133 条	持込禁止品
第 134 条	無料手回り品
第 135 条	有料手回り品および普通手回り品料金
第 136 条	普通手回り品切符
第 137 条	持込禁止品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
第 138 条	旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
第 139 条	手回り品の保管
第 140 条	手回り品料金の払戻し

別表

別表第 1 号	営業キ口程表
別表第 2 号	普通旅客運賃表
別表第 3 号	定期旅客運賃表
別表第 4 号	定期旅客運賃日割額表
別表第 5 号	危険品の品目、適用除外の物品

旅客営業規則

2024.4.1 現在

1. 総則

【目的】

第1条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)の旅客の運送ならびにこれに付随する業務(以下、「旅客の運送」という)について合理的な取扱いを定め、利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【適用範囲】

第3条 当社線による旅客の運送については、別に当社が公表する場合を除いてこの規則を適用する。ただし、神戸高速線による旅客の運送については、別に定める「神戸高速線旅客営業規則」を適用する。

2 他社局との連絡旅客の運送については、連絡運輸等関連規則による。

(注) 本条第1項の別に当社が公表するもの
旅客関係単行規則集

1. 総則

【用語の意義】

第4条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいい、神戸線・宝塚線・京都線とは、次の区間をいう。

総営業キロ程 140.8 キロ

		(営業キロ程)
ア	神戸線	
	神戸本線 (大阪梅田－神戸三宮間)	32.3 キロ
	今津線 (今津－宝塚間)	9.3
	伊丹線 (塚口－伊丹間)	3.1
	甲陽線 (夙川－甲陽園間)	2.2
イ	宝塚線	
	宝塚本線 (大阪梅田－宝塚間)	24.5 キロ
	箕面線 (石橋阪大前－箕面間)	4.0
ウ	京都線	
	京都本線 (京都河原町－大阪梅田間)	47.7 キロ
	千里線 (北千里－天神橋筋六丁目間)	13.6
	嵐山線 (嵐山－桂間)	4.1

- (2) 「キロ程」とは、別表第1号に掲げる営業キロ程をいう。
 (3) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
 (4) 「危険品」とは、別表第5号に掲げる物品をいう。

【運賃・料金前払いの原則】

第5条 旅客の運送の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を支払う。ただし、当社が認めた場合は、小切手等をもって支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合は、後払いとすることができる。

【契約の成立時期および適用規定】

第6条 旅客の運送の契約は、成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべて契約の成立した時の規定による。

【乗車券の購入および所持】

第7条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入して、所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅にて運賃を支払わなければならない。

1. 総則

【旅客の運送の制限または停止】

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号の制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間、または持込列車の制限

【運行不能の場合の取扱い】

第9条 列車の運行が不能となった場合は、不通区間内着となる旅客、またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、当社が他社線の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

【期間の計算】

第10条 期間の計算をする場合は、初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 期間の計算をする場合は、24時を経過しても最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。

3 月をもって期間の計算をする場合は、次の例によるものとする。

- (1) 4月15日から1か月間とは、5月14日まで
- (2) 11月1日(初日)から1か月間とは、11月30日(月の末日)まで
- (3) 1月31日(または1月30日もしくは1月29日)から1か月間とは、2月28日(平年の場合)まで

4 旬をもって期間の計算をする場合は、次の例によるものとする。

- (1) 6月7日から1旬とは、6月16日まで
- (2) 7月11日から2旬とは、7月31日まで
- (3) 2月21日から1旬とは、2月28日(平年の場合)または2月29日(閏年の場合)まで

【乗車券に対する証明】

第11条 当社において、乗車券等旅客の運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、証票に証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(注) 運行不能のため無賃送還または他経路乗車の取扱いをする場合は、乗車券に対する証明を省略する。

【旅客の提出する書類】

第12条 旅客の運送の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、インクをもって記入し、かつ、特に定めるものを除いては証印を押す。ただし、定期券購入に際して使用する通勤定期券購入書および通学証明書(通学定期券購入書)は、鉛筆で記入することができる。

2 旅客は、前項の規定による書類の記入事項の一部を訂正した場合は、訂正箇所に対応の証印を押す。

2. 乗車券の発売

2. 1 通則

【乗車券の種類】

第13条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 普通乗車券
(以下、「普通券」という) | [片道乗車券(以下、「片道券」という)
往復乗車券(以下、「往復券」という) |
| (2) 定期乗車券
(以下、「定期券」という) | [通勤定期乗車券(以下、「通勤定期券」という)
通学定期乗車券(以下、「通学定期券」という) |
| (3) 回数乗車券(以下、「回数券」という) | |
| (4) 団体乗車券(以下、「団体券」という) | |
| (5) 貸切乗車券(以下、「貸切券」という) | |

【乗車券の発売箇所】

第14条 乗車券は、駅または、当社が発売を委託したものが営む営業所において発売する。

2 乗車券は、前項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券発売所において発売する。

【乗車券の発売範囲】

第15条 駅において発売する乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の場合は、例外とする。

- (1) 乗車券を所持する旅客に対して、その券面の区間外に対する普通券を発売する場合
- (2) 定期券・回数券・団体券または貸切券を発売する場合
- (3) 前条第1項により、乗車券を委託発売する場合

【乗車券の発売日】

第16条 乗車券は、別に定める場合を除いて、発売当日から通用開始となるものを発売する。

2 前項の規定にかかわらず、定期券、団体券の発売日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規定期券は、通用開始日の14日前から
(注) 新駅が開業する等、新たな区間等の定期券を発売する場合は、この限りではない。
- (2) 継続定期券は、通用開始日の14日前から
(注) 継続定期券とは、通用期間内の定期券と引換えに、同一の種類・区間および経路で発売する定期券をいう。
- (3) 団体券は、通用開始日の21日前から

3 前各項の規定にかかわらず、必要に応じて別に定める場合がある。

【不正使用の場合の発売停止および割引証等の監査】

第 17 条 通学用割引回数券関連規則および被救護者運賃割引関連規則ならびに戦没者遺族運賃割引関連規則に定める割引乗車券および旅客運賃割引証(以下、第 2 章～第 9 章において、旅客運賃を「運賃」という)、または通学定期券もしくは第 21 条に規定する通学証明書を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

2 当社は、必要に応じて、運賃割引証または通学証明書等の発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行うことができる。

3 運賃割引証または通学証明書等を、発行者である施設または学校が、使用資格者以外の者または第 1 項の規定により発売を停止された者に対して発行したときは、当社は、発行者に対して、次の各号の制裁を行うことができる。

- (1) 第 21 条または被救護者運賃割引関連規則第 2 条に規定する指定の取消し
- (2) 第 96 条または第 98 条の規定による、発行者からの運賃および増運賃の収受

【割引証の無効となる場合および使用できない場合】

第 18 条 運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの、および発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、相当の証印のないもの

2. 2 普通券の発売

【普通券の発売】

第 19 条 普通券は、次の各号によって発売する。

(1) 片道券

旅客が、普通運賃計算経路の連続した区間を、片道 1 回乗車(以下、「片道乗車」という)する場合に発売する。ただし、経路が折返しとなる場合、または環状線を 1 周しさらにこれをこえる場合を除く。

(2) 往復券

旅客が、片道券を発売できる区間を、往復 1 回乗車(以下、「往復乗車」という)する場合に発売する。ただし発売は、被救護者運賃割引関連規則、ならびに戦没者遺族運賃割引関連規則の規定に該当する場合に限る。

2. 3 定期券の発売

【通勤定期券の発売】

第 20 条 旅客が常時、区間および経路を同じくして乗車するため、通勤定期券購入書に必要な事項を記入して提出した場合は、通勤定期券を発売する。

2 通勤定期券購入書の様式は、当社が定める。

【通学定期券の発売】

第21条 学校指定取扱関連規則第3条に規定する指定学校の学生・生徒・児童または幼児が通学または通所のため常時、区間および経路を同じくして順路(原則として最短経路)によって乗車する場合で次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅との相互間について通学定期券を発売する。

(1) 各年度の最初に購入の場合、または新たに購入する通学定期券の通用期間が学年の終期以降1か月をこえる場合は、次のいずれかによる。

(注) 年度とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。また、「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日をいい、「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。

ア 在籍する指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した回収する形式の通学証明書を提出したとき

イ 通学定期券購入書に必要事項を記入し、かつ、呈示する形式の通学証明書(第75条第1項に規定する通学定期券購入兼用学生証明書)の通学定期券発行控欄に購入年月日、通用期間、購入駅を記入して提出したとき

ウ 通学定期券購入書に必要事項を記入し、かつ、有効な学生証明書を呈示するとともに、もとの通学定期券を提出したとき

(2) もとの通学定期券の通用期間終了日から2か月間を経過している場合(例：通用期間が5月31日までの通学定期券で、購入日が7月31日の場合)、紛失・盗難・滅失によりもとの定期券がない場合、および通学区間に変更が生じた場合については、前号ア、イの取扱いによるものとする。

(3) 年度内に引き続き購入する場合で、通学定期券購入書に必要事項を記入して、もとの通学定期券とともに提出したとき。

(4) 各年度の最初に購入する場合で、学年の終期以降1か月をこえているもとの通学定期券を提出したときは、前号の取扱いを準用する。

2 指定学校の学生・生徒・児童または幼児が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、通学定期券を発売する。

3 保育所の幼児が、通所のため常時、区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合は、第1項の規定による指定学校に準じて、通学定期券を発売する。

(注) 保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定されたものであって、当社の指定を受けたものおよび同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

4 通学証明書(通学定期券購入書)の様式は、当社が定める。

5 回収する形式の通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

【通学証明書・学生証明書の取扱い】

第22条 通学定期券の発売時に提出・呈示を求める通学証明書・学生証明書は、有効期間等により購入時点で有効と確認できるものとする。

【入学予定または卒業予定の学生等に対する通学定期券の発売】

第23条 指定学校の入学予定の学生・生徒・児童または幼児に対して発売する通学定期券は、その通学証明書が学年の始期以前に交付されたものであっても、その学年の始期以後の日を通用開始日とする場合に限りて発売する。

2 指定学校の卒業予定の学生・生徒・児童または幼児に対して発売する通学定期券は、その学年の終期までの日を通用開始日とする場合に限りて発売することができる。ただし、この場合の通用期間は学年の終期以後1か月をこえないものとする。

(注) 一貫教育における学生区分の変更時についても卒業に含む。

2. 4 回数券の発売

【回数券の発売】

第 24 条 旅客がしばしば同一運賃区間および経路を同じくして乗車する場合は、11 回券および 22 回券の回数券を発売する。ただし発売は、身体障害者運賃割引関連規則ならびに知的障害者運賃割引関連規則の規定に該当する場合に限る。

2 前項の規定によって回数券を発売する区間は、片道券を発売できるものに限る。

2. 5 団体券の発売

【団体券の発売】

第25条 発着駅および経路を同じくし、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対しては、運賃を割引した団体券を発売する。

(1) 学校団体

ア 次の各号のいずれかに該当する学校等の学生・生徒・児童等と付添人および教職員(嘱託している医師および看護師を含む)によって構成された25人以上の団体で、学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものは、人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の幼児および同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の幼児

(注) 第1号アに定める、へき地学校の生徒・児童ならびに教職員等に対し団体券を発売する場合は、当社が認める証明書を収受する。

イ アの付添人は、次のものに限る。

(ア) 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の幼児または小学校第3学年以下の児童1人につき大人の付添人1人

(イ) 障害または虚弱のため、当社が付き添いを必要と認める旅客1人につき大人の付添人1人

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

2 前項に規定するもののほか、当社が特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体(以下、「特殊団体」という)の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対して、運賃の割引をした団体券を発売することがある。

3 団体で乗車するにあたり、列車の運行上、または旅客の乗車方法等により個人に配布する乗車券(以下、「団体数取券」という)を発売することがある。

4 第1項第1号の規定は、次の各号の条件を満たす場合、25人未満の児童・生徒の団体についても特例として取り扱う。

(1) 1学年の在籍人員が25人未満の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校および中等教育学校(指定学校となっている外国人学校で日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校および中等教育学校に相当する学校を含む)であって、原則として1学年全員が正規の学校教育活動として参加する場合に限る。ただし、1学年の在籍人員が25人以上であっても、やむをえない事由(傷病等)により、参加する児童・生徒の人数が25人未満となる場合には、同様の取扱いをすることができる。

(2) 「特別支援学校(盲学校・聾学校・養護学校)」および「小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校に設置された特別支援学級」については、構成人員が25人未満であっても、正規の学校教育活動として利用する場合で、当社の承認を受けた場合

【団体旅客運送の申込み】

第26条 前条の規定により団体券を購入しようとする者は、あらかじめ、人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を記入した団体申込書の提出、またはインターネット予約をして、当社の承認を受けなければならない。ただし、当社が特に認める場合は、団体申込書の提出を省略することができる。

2 団体申込書の様式は、当社が定める。

3 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学校団体 教育長または学校長

(保育所等の代表者を含む。以下、この号において同じ)

ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示する。

(2) 普通団体 代表者

(3) 特殊団体 代表者

4 前項第1号の場合で数校連合のときは、団体申込書に關係学校別の人員を明示しなければならない。

【団体旅客運送の引受け】

第27条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社が運輸上支障がないと認めたときは、団体旅客運送の引受けをする。

【団体券の発売箇所】

第28条 団体券は、当社が定めた駅および当社が指定した委託業者において発行する。ただし、団体数取券については、当社が指定した株式会社阪急交通社(以下、「阪急交通社」という)の営業所において取り扱う。

【団体旅客申込人員等の変更】

第29条 団体旅客の運送引受け後の旅客の都合による申込人員その他の取扱条件の変更は、当社が運輸上支障がないと認めた場合に限る。

【団体旅客申込人員増減時の取扱い】

第30条 団体旅客申込人員が旅行開始前に増加し当社が運輸上支障がないと認めた場合は、手数料220円を収受し団体乗車券を発行替えるか、または増加した人員に対し普通券を発売する。

2 団体旅客申込人員が旅行開始前に減少した場合は、団体券を発売した際の報告用片および控え片を同時に廃紙とする場合に限り、手数料220円を収受して団体乗車券の発行替える。発行替えができない場合は、当社が定める駅において不乗証明書を発行する。

(注) 発行の際までに増加があった場合は、表示事項を訂正する。

3 第2項に規定する不乗証明書の様式は、当社が定める。

【責任人員】

第31条 臨時列車の設定、または客車の増結等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、団体旅客の申込人員の9割に相当する人員(1人未満の端数は切り捨てる)を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体運賃を収受することを条件として、運送の引受けを行うことがある。

(注) 大人と小児の混合団体の場合の責任人員は、大人・小児別に計算する。

2 団体旅客の運送引受け後、第29条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行う場合は、同時に責任人員の変更を行う。

【団体旅客に対する保証金】

第32条 前条の規定により責任人員を付した団体旅客の申込者は、申込人員に対する団体運賃の1割に相当する額(100円未満の端数は、100円単位に切り上げる)を保証金として、当社に納める。

2 前項の規定による保証金は、当社が指定した日までに団体券を購入する駅に納めるものとし、申込者が期日までに保証金を納めなかったときは、申込みが取り消されたものとみなす。

3 保証金を納めた後、当社の責に帰さない理由によって、申込者が申込みを取り消したときは、保証金を返さない。

4 保証金を納めた後、第29条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行なったときは、変更後の人員、行程に対する保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額は収受し、過剰額は返さない。

5 保証金を納めた後、当社の責任となる理由によって引受条件の一部を変更する必要性が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納めるべき団体運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返す。

6 保証金は、団体券発売の際、団体運賃の一部に充当し、過剰額があっても、過剰額は返さない。

7 保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、納付額全額を返す。

(1) 当社の都合によって解約した場合

(2) 天災事変等の原因によって、団体の旅行ができなくなった場合

【一部区間不乗の団体券の発売】

第33条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社が特に承諾した場合は、その区間を通した団体券を発売することができる。

2. 6 貸切券の発売

【貸切券の発売】

第 34 条 貸切券は、客車を貸し切る旅客に対して発売する。

【貸切旅客運送の申込み】

第 35 条 前条の規定により貸切券を購入しようとする者は、あらかじめ、人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記入した貸切旅客運送申込書を提出して、当社の承認を受けなければならない。ただし、当社が特に認めた場合は、貸切旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 貸切旅客運送申込書は、第 26 条第 2 項に定める団体申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

【貸切旅客運送の引受け】

第 36 条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、当社が運輸上支障がないと認めたときは、貸切旅客運送の引受けをする。

【貸切旅客に対する保証金】

第 37 条 貸切旅客運送の申込者は、当社が必要と認めた場合は、貸切運賃の 1 割に相当する額(100 円未満の端数は、100 円単位に切り上げる)を保証金として当社に納めなければならない。

2 前項の規定による保証金については、第 32 条第 2 項以下の規定を準用する。

【貸切旅客申込人員等の変更および一部区間不乗の貸切券の発売】

第 38 条 貸切旅客申込人員等の変更および一部区間不乗の貸切券の発売については、第 29 条および第 33 条の規定を準用する。

3. 運賃・料金

3. 1 通則

【運賃計算の原則】

第39条 運賃は、旅客が実際に乗車する経路および発着の順序によって計算する。

2 前項に規定する運賃は、第60条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とし、これを運賃として取り扱う。

【運賃・料金の計算】

第40条 運賃・料金の計算をキロメートルで定める場合は、駅間ごとに算出した、別表第1号に定める営業キロ程表による。

2 営業キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

3 運賃を計算する場合に使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限り通算する。ただし、計算経路が環状線1周となるときは、1周となる駅において、旅客の乗車経路が折返しとなるときは折返しとなる駅において、打ち切って計算する。

【駅と駅との中間に旅客の乗降を認める場合】

第41条 駅と駅との中間に旅客の乗降を認める場合は、乗降場の外側(乗車距離が長くなる側)にある駅発、または着として運賃を計算する。

【年令による旅客の区分および運賃の收受】

第42条 運賃は、次の年令別の旅客の区分によって收受する。

区分	年 令	運 賃	
大人	12才以上の者	大人運賃を收受する。	
小児	6才以上12才未満の者	小児運賃を收受する。	
幼児	1才以上6才未満の者	単独旅行するとき	小児運賃を收受する。
		団体旅客として乗車するとき、 または団体旅客に伴われるとき	小児運賃を收受する。
		6才以上の旅客(団体旅客を除く)に伴われるとき	2名以内のとき 2名をこえたとき
乳児	1才未満の者	運賃を收受しない。	

(注) 12才の小学校在学中の児童は小児として、6才の小学校入学前の小児は幼児として、取り扱うことができる。ただし、13才以上の小学校在学中の児童は大人として取り扱う。

【小児の運賃】

第43条 小児の片道普通運賃および定期運賃は、大人運賃を折半し、10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

【運賃割引の重複適用の禁止】

第44条 旅客は、運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して運賃の割引を請求することができない。

3. 2 普通運賃

【大人普通運賃】

第45条 大人普通運賃は、別表第2号のとおりとする。

【割引の片道普通運賃】

第46条 割引の片道普通運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人運賃は、大人片道普通運賃から割引額を差し引いて、10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。
- (2) 小児運賃は、小児片道普通運賃から割引額を差し引いて、10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

2 前項の端数の計算方法を、以下、「端数計算」という。

【往復乗車の場合の普通運賃】

第47条 往復乗車する場合の普通運賃は、片道普通運賃を2倍にした額とする。

2 往復乗車場合の割引の普通運賃は、各区間ごとの割引の片道普通運賃を合計した額とする。

3. 3 定期運賃

【大人定期運賃】

第 48 条 大人定期運賃は、別表第 3 号のとおりとする。

2 大人定期運賃日割額は、別表第 4 号のとおりとする。

3. 4 回数運賃

【回数運賃】

第49条 回数運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の回数運賃

ア 11回券 その区間の大人片道普通運賃を10倍した額とする。

イ 22回券 その区間の大人片道普通運賃を20倍した額とする。

(2) 小児の回数運賃

ア 11回券 その区間の小児片道普通運賃を10倍した額とする。

イ 22回券 その区間の小児片道普通運賃を20倍した額とする。

3.5 団体運賃

【団体運賃】

第50条 第25条の規定により、団体券を発売する場合は、次によって普通運賃の割引を行う。

種別 人員	学校団体		普通団体
	中学校	その他の学校	
25人以上	3割引	2割引	1割引
100人以上	4割引	3割引	2割引
300人以上	5割引	4割引	3割引

(注) 中学校には中等教育学校前期課程・義務教育学校後期課程を含む。

2 特殊団体に対する割引率は、その都度定める。

【団体旅客に対する無賃扱い】

第51条 団体旅客に対しては、次により無賃の取扱いをする。

団体を構成する人員	無賃扱い人員
25～99人	1人
100～149人	2人
以上50人までを増すごとに	1人を加える

(注) 大人・小児混合の団体旅客に対しては、全人員に対し、無賃扱い人員を算出する。この場合、無賃扱い人員は大人で算出する。ただし、無賃扱い人員が大人の乗車人員をこえるときはこえる人員を小児で取り扱う。

[参考]

団体旅客が50人以上の場合の無賃扱い旅客の算出式

団体構成人員÷50＝無賃扱い人員(余りは切りすてる)

(例) 586÷50＝11 余り 36……無賃扱い人員 11人

【団体運賃の計算】

第52条 団体運賃の計算は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体運賃は、全行程に対する1人当たり大人普通運賃から割引額を差し引いて1円未満の端数を円単位に切り上げた額に、団体総人員、(前条の無賃扱い人員を除く)を掛けた額とする。
 - (2) 小児の団体運賃は、全行程に対する1人当たり小児普通運賃から割引額を差し引いて1円未満の端数を円単位に切り上げた額に、団体総人員、(前条の無賃扱い人員を除く)を掛けた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混合する場合の団体運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2 前項の規定によって計算した場合において、10円未満の端数が生じたときは10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

【25人未満の団体旅客に対する取扱い】

第53条 第25条第1項に規定する、へき地学校の25人未満の団体旅客に対する団体運賃および無賃扱い人員は、第50条および第51条の25人以上99人までの団体を構成する場合の団体運賃および無賃扱い人員をそれぞれ適用する。

2 第25条第4項に規定する、25人未満の児童・生徒の団体旅客に対する団体運賃は、第50条の25人以上99人までの団体を構成する場合の団体運賃を適用する。ただし、第51条の無賃扱いは適用しない。

【実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する運賃】

第54条 第31条の規定による条件をもって、運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員が、責任人員に満たなくなった場合は、責任人員に相当する団体運賃を収受する。

2 第31条の規定による条件をもって、運送の引受けをした大人団体旅客の実際乗車人員に小児が加わった場合、または大人と小児の混合団体で大人または小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人に、それぞれ換算して実際乗車人員を算出する。

【一部区間不乗の団体運賃の計算】

第55条 第33条の規定により、旅客が一部不乗区間の運賃を支払うときは、前後の区間および不乗区間を通算したキロ程により計算する。

3. 6 貸切運賃

【貸切運賃】

第 56 条 第 34 条の規定により、列車を貸切りとする場合は、客車定員分の大人普通運賃を収受する。

2 貸切旅客の実際乗車人員が、客車定員をこえるときは、実際乗車人員に相当する大人普通運賃を収受する。

【貸切運賃の最低額】

第 57 条 前条の規定による場合の貸切運賃の最低額は、全貸切区間の運賃が 3 区分の運賃に満たないときであっても、前条の規定によって計算した 3 区分の運賃とする。

【一部区間不乗の貸切運賃の計算】

第 58 条 一部区間不乗の貸切運賃の計算は、第 55 条の規定を準用する。

3. 7 料金

【貸切車両の留置料金】

第59条 客車を貸切りとする旅客の申し出によって、車両を指定して同一駅に留置させる場合で、留置時間が6時間をこえるときは、超過時間について、次の留置料金を収受する。

車両 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円

【貸切扱い取消しの場合の回送料】

第59条の2 車両を貸切りとする場合であって、車両を他駅から回送した後、申込者の都合によって申込みを取り消した場合は、回送区間および返送区間の全キロ程について、次に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

車両 1 両 1 キロメートルにつき 240 円

2 前項の規定による回送料は、保証金を受け取ったものにあっては収受しない。

【鉄道駅バリアフリー料金】

第60条 鉄道駅バリアフリー料金は運賃に加算してこれを収受する。加算する金額は次の各号のとおりとする。

(1) 大人片道普通運賃 10 円

(2) 大人通勤 1 か月定期運賃 380 円

2 前項に規定する以外の運賃、ならびにこれらの小児運賃や割引運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、前項に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した金額と、加算しない金額を基準として計算した金額との差額とする。

4. 乗車券の効力

【通用期間の起算日】

第61条 乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、発行した当日から起算する。

【乗車券の通用期間】

第62条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通券
 - ア 片道券 1日とする。
 - イ 往復券 往券は1日、復券は2日とする。
- (2) 定期券 1か月・3か月または6か月とする。
- (3) 回数券 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。
- (4) 団体券 その都度定める。
- (5) 貸切券 その都度定める。

【乗車券の使用条件】

第63条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、原則として1券片をもって1人が、1回に限り、券面表示事項に従って使用できるものとする。

ただし、定期券は使用回数を制限しない。

2 前項の規定にかかわらず、阪急環状線内を発着または通過となる場合で、環状線内運賃区間数が3区(10キロ)以上の乗車券(定期券を除く)を所持する旅客は、運賃計算経路によらないで迂回して乗車することができる。

【効力の特例】

第64条 前条の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、乗車券を使用することができる。

- (1) 第15条第1号の規定により、乗車券を所持する旅客に対して発売したその券面の区間外に対する普通券を、もとの乗車券面の駅を発駅として使用する場合
 - (2) 大人用の乗車券を、小児が使用する場合。ただし、この場合、運賃の差額については払戻しの請求はできない。
 - (3) 小児用の乗車券を使用する旅客の年齢が、その乗車券の通用期間中に12才に達した場合
 - (4) 乗車駅を限定した割引乗車券を除き、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。ただし、不乗区間の乗車の請求および運賃の払戻しの請求はできない。
 - (5) 環状線内を発着・通過する通勤定期券を所持する旅客が、券面に表示された経路以外の経路を、途中下車しないで乗車する場合
- (注) 途中下車には、折返し乗車を含む。

【途中下車】

第65条 旅客は、旅行開始後次の各号の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。

- (1) 定期券は、券面に表示された発着区間内の任意の駅
(券面に表示された経路内に限る)
- (2) 団体券および貸切券は、当社が承認した駅

【途中下車後の不乗区間に対する取扱い】

第66条 旅客は、前条の規定により、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅に下車した後、前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求および運賃の払戻しの請求ができない。

【途中下車の取扱いをしない乗車券類で途中下車の申し出があった場合の取扱い】

第67条 旅客が旅行不案内その他特別の事情により、当社が下車を承認する駅以外の駅で途中下車の申し出をした場合であって、既に乗車した区間に対する普通運賃を支払う場合、その乗車券類を有効として取り扱うことができる。ただし、この取扱いは1回に限る。

【券面表示事項が不明となった乗車券】

第68条 乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用できない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券は、無効として回収する。
- 3 第1項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅、(委託業者が発行した乗車券にあつては、その発行所)に差し出して書換えを請求できる。ただし、発売駅を限定した乗車券は、発行駅において取り扱う。
- 4 前項の規定により旅客から書換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って、その乗車券と引換えに再交付を取り扱う。

【改札機用券裏面の磁気が不明となった乗車券】

第69条 前条の規定は、改札機用の乗車券で券裏面の磁気が不明となった場合にも準用する。

【乗車券が前途について無効となる場合】

第70条 乗車券(往復券・回数券については、使用券片)は次の各号のいずれかに該当する場合、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が、途中下車できない駅に下車したとき
- (2) 旅客が、第137条第1項第1号または第138条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第41条の規定によって途中下車させられたとき、または鉄道営業法第42条の規定によって車外に退去させられたとき

【定期券以外の乗車券が無効となる場合】

第71条 定期券以外の乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、全券片を無効として回収する。

- (1) 運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第18条第1項に規定する、無効となる運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
- (4) 学生等の資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき
- (5) 券面表示事項もしくは改札機用乗車券の券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通券もしくは回数券、または普通券と回数券を使用して、それぞれの券面区間の間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を、他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 被救護者運賃割引関連規則第5条に規定する、携帯しなければならない旅行証明書を携帯していないとき
- (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間以外を乗車したとき
- (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき(ただし、乗車券の通用期間中に、旅客の年齢が12才に達した場合を除く)
- (11) 乗車券を、券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
- (12) その他、乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

【定期券が無効となる場合】

第72条 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期券を記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間、または通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき
- (4) 券面表示事項もしくは改札機用定期券の券裏面の磁気をぬり消し、または、改変して使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、それぞれの券面区間の間を乗車したとき
- (6) 定期券の区間と連続していない普通券または回数券を使用して、それぞれの券面区間の間を乗車したとき
- (7) 通学定期券を使用する旅客が、使用資格を失った後に使用したとき
- (8) 通用期間開始前の定期券を、期間開始前に使用したとき
- (9) 通用期間満了後の定期券を、期間満了後に使用したとき
- (10) 通学定期券を使用する旅客が、第75条に規定する、携帯しなければならない学生証明書を携帯していないとき
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間以外を乗車したとき
- (12) その他定期券を、不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

【乗車券不正使用未遂の場合】

第73条 旅客が、その乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、旅客に悪意がなく証明ができる場合は、この限りでない。

【改氏名の場合の定期券の書換え】

第74条 定期券を使用する旅客は氏名を改めた場合、所持する定期券を駅に差し出して、氏名の書換えを請求しなければならない。この場合、「再発行・発行替・払戻請求書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により変更を申し出た旅客が記名人本人であることを証明しなければならない。

【通学定期券の効力】

第 75 条 通学定期券は、通学する指定学校の代表者の発行した当社が定める様式による学生証明書(通学定期券購入兼用学生証明書を含む)を携帯する場合に限って有効とする。

2 学校の代表者が発行した学生証で、前項の様式に準ずるものは、同項の学生証明書に代用することができる。

3 前各項に定める学生証明書の取扱いについて、発行方は、学校指定取扱関連規則第 16 条の規定によるものとし、写真については、次の各号のとおりとする。

(1) 学生証明書に用いる写真は、証明書発行日前 6 か月以内に撮影した縦 3cm、横 3cm の正面上半身のものとする。

(2) 学生証明書にはりつける写真は、学生証明書発行の日から 1 か月間に限り、省略してもよい。

(3) 中学校第 3 学年以下の生徒・児童および幼児の学生証明書は、写真を省略してもよい。

5. 乗車券の様式

5. 1 通則

【乗車券の表示事項】

第76条 乗車券の券面には、次の各号の事項を表示する。

- (1) 運賃
- (2) 通用区間
- (3) 通用期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券その他の特殊の乗車券は、前項に規定する表示事項の一部を省略し、またはその他の必要事項を追加することがある。

【この章に規定する乗車券の様式】

第77条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は、不足する事項については、発売の際に印章を押し、または記入することによって補う。

2 乗車券の様式は、必要によって、発行箇所名を裏面に表示し、または表示事項の配列の一部を変更することがある。

【小児用等の記号の表示】

第78条 乗車券の様式については、次によって補う。

小児用・学生用の乗車券には、各券片の表面に、次の記号を影文字等をもって表示する。

- ア 小児用「小」または「小児」
- イ 学生用「学」または「小学」

2 これらの記号は、原則として、赤色で表示する。

【地模様の印刷】

第79条 この章に規定する定期券には、表面に当社が定める地模様を印刷する。

2 前項以外の改札機用の乗車券については、地模様を省略することがある。

【乗車券の駅名等の表示】

第80条 乗車券の駅名および運賃の表示は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、運賃の計算に従って表示する。
- (2) 普通券の発着駅名は、運賃が同額の範囲での最遠駅を表示する。また、着駅名を「〇〇円区間ゆき」の例により表示することがある。
- (3) 環状線を1周する定期券の発着駅名は「十三—阪急環状線」を表示する。

【乗車券に押す印章】

第81条 乗車券に押す印章は、当社が定めた様式とし、印章(認印を除く)の印影は、黒色の証券用スタンプインクで表示する。

5. 2 普通券の様式

【普通券の様式】

第82条 次の各号の普通券は、当社が定めた様式とし、乗車区間相当の表示をするものとする。

- (1) 普通券(券売機発売)
- (2) 予備普通券
- (3) 精算普通券

5. 3 定期券の様式

【定期券の様式】

第83条 定期券の様式は、当社が定める。

5. 4 回数券の様式

【回数券の様式】

第84条 回数券の様式は、別に定める。

5. 5 団体券および貸切券の様式

【団体券の様式】

第85条 団体券および団体数取券の様式は、当社が定める。

【貸切券の様式】

第86条 貸切券の様式は、当社が定める。

6. 乗車券の改札および引渡し

【乗車券の改札および引渡し】

- 第87条** 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員または改札機の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。ただし、団体券または貸切券を使用する旅客は、旅行を開始する際および途中下車する際に、乗車券を係員に呈示して押印を受けなければならない。
- 2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでも所持する乗車券の改札を受けなければならない。乗車券の使用が学生証明書等の携帯を必要とするものであるときの学生証明書等についてもまた同じ。
- 3 旅客は、所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合、またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、係員に引き渡さなければならない。また、団体の引率者は、乗車券に記載された行程の旅行を終了した際には、所持する乗車券を係員に引き渡さなければならない。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 1 通則

【乗車変更の種類】

第88条 旅客が、所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、当社が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 区間変更
- (2) 団体券の行程変更

【別途乗車】

第89条 旅客が、前条に定めた乗車変更以外の取扱いを請求した場合は、別途乗車として取り扱う。乗車変更の取扱いについて制限のある乗車券を所持する旅客が、その制限をこえる乗車をした場合も同じ。

2 別途乗車の取扱いをする場合は、別途乗車区間に対する普通運賃を収受する。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 2 乗車変更の取扱い

【区間変更】

第90条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って、所持する普通券または回数券(それぞれの区間・経路に制限のある種類の割引乗車券を除く)に表示された券面区間と異なる発着区間に変更(この変更を「区間変更」という)することができる。

2 区間変更の取扱いをする場合は、もとの乗車券区間に対する普通運賃(既収運賃)と実際に乗車する区間に対する普通運賃とを比較して不足額を収受し、過剰額は払戻しをしない。

3 発駅で本条の取扱いをする場合、第2項の規定にかかわらず、実際に乗車する区間に対する普通運賃を収受して普通券を発行し、原券は回収のうえ、無手数料で払戻しする。(回数券除く)ただし、収受額より過剰の払戻しはしない。

(注) 回数券所持旅客に対して区間変更の取扱いをする場合、その回数券の券片については、無割引の普通券を旅客が所持しているものとみなして第2項の取扱いをする。

【往復乗車券に対する区間変更の取扱い】

第91条 往復乗車券を使用する旅客に対して、往片について区間変更の取扱いをした場合は、その復片を回収し、往復運賃の半額を払戻しする。

【分岐乗車】

第92条 旅客が、乗車券に表示された区間内の駅から分岐する区間へ別途乗車の請求をしたときは、分岐乗車区間に対する往復普通運賃を収受する。

【団体券の行程変更】

第93条 団体旅客は、1回に限り、あらかじめ係員の承諾を受け、行程変更をすることができる。ただし、団体数取券を所持する旅客については、行程変更の取扱いをしない。

2 前項の取扱いをする場合は、団体1口ごとに手数料220円を収受し、もとの乗車区間に対する普通運賃と、実際の乗車区間に対する普通運賃とを比較し、不足額がある場合は、これに変更取扱人員を掛けた額を収受する。過剰額がある場合は、払戻しをしない。

3 本条の規定にかかわらず、運賃を収受する必要がない場合は、無手数料で取り扱うものとし、運賃が同額の範囲で、団体数取券所持旅客にもこの規定を準用する。

【乗車変更をした乗車券についてさらに運賃の収受または払戻しをする場合】

第94条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、さらに運賃の収受または払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を当初から購入しているものとみなして、収受または払戻しの計算をする。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

【手数料の計算の単位】

第95条 乗車変更等の取扱いをする際に収受する手数料は、原則として、もとの乗車券の1券片を1枚として計算する。ただし、次のものは例外とする。

券種	取扱い	
普通券	往復券の往券と復券の両券片について、同時に払戻しをする場合	両券片で1枚の手数料とする。
定期券	継続発売(前定期券の通用期間中)の定期券を取り扱う場合	1枚の手数料とする。
回数券	11回券または22回券全券片または全残券片で1枚の手数料とする。 (ただし、回数券カードについては各々1枚に対する手数料とする)	
団体券 または貸切券	分割発行した場合、全券片で1枚の手数料とする。	

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 3 無札および乗車券の不正使用

【無札旅客に対する運賃・増運賃の収受】

第96条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無札旅客として、次の区分により計算した普通運賃とその2倍の額の増運賃とをあわせて収受する。

号	区 分	運賃計算 区間	乗車回数	摘 要	
(1)	係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき	乗車区間	片 道	旅客に悪意がなく、証明できる場合は除く 無効となる乗車券とは第71条に規定されたものをいう	
(2)	押印を必要とする乗車券に押印を受けずに乗車したとき				
(3)	無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき				
(4)	乗車券改札の際に呈示を拒みまたは取集めの際に引渡しをしないとき				
(5)	区間の連続していない乗車券を使用したとき	2枚以上の普通券または普通券と回数券の場合	片 道		
		2枚以上の回数券の場合	回数券の使用券片の少ない方の使用済券片数		
(6)	団体旅客が券面表示事項に違反して乗車したとき	券面表示人員以外の違反の場合	乗車区間	片 道	全乗車人員について計算した額を、団体申込者から収受する
		人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させた場合			超過人員または違反した大人人員に対して計算した額を、団体申込者から収受する

【無札旅客の乗車駅不明の場合】

第97条 無札旅客の乗車駅が明らかでない場合は、列車の出発駅(接続列車のある場合で、接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、接続列車の出発駅)から乗車したものとみなして、前条の規定を適用する。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

【定期券不正使用旅客に対する運賃・増運賃の収受】

第98条 定期券を無効として回収した場合(第72条)は、次の区分により計算した普通運賃とその2倍の額の増運賃を旅客から収受する。

号	区 分		運賃計算 区間	乗車回数	摘 要
(1)	定期券を記名以外の者が使用したとき		券面区間	定期券の効力が発生した日から発見当日まで毎日1往復	
(2)	券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき				
(3)	使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入し使用したとき				
(4)	券面表示事項もしくは券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき				
(5)	区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、それぞれの券面区間の間を乗車したとき		券面区間と券面区間外とをあわせた全区間		効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日から発見当日まで、毎日1往復ずつ乗車したものとす。
(6)	定期券の区間と連続していない乗車券を使用し、それぞれの券面区間の間を使用したとき	普通券との場合	乗車区間	片 道	
		回数券との場合	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間	回数券の使用済券片1券片ごとに1往復	
(7)	通学定期券を使用する旅客が使用資格を失った後に使用したとき		券面区間	使用資格を失った日から発見当日まで毎日1往復	
(8)	通用期間開始前の定期券を使用したとき			発売日より発見当日まで毎日1往復	
(9)	通用期間満了後の定期券を使用したとき			通用期間満了日の翌日から発見当日まで毎日1往復	

7. 乗車変更および特殊な取扱い

(10)	通学定期券を使用する旅客が 学生証明書を携帯していない とき	乗車区間	片 道	
(11)	係員の承諾を得ないで、定期券 の券面区間外を乗車したとき			
(12)	定期券を不正乗車的手段とし て使用したとき			

2 前項の規定は偽造した定期券を使用した場合に準用する。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

7. 4 払戻しおよび通用期間の延長

【払戻し請求権行使の期限】

第 99 条 旅客は、乗車券の発行の日の翌日から起算して 1 か年を経過したときは、払戻しを請求することはできない。

【運賃の払戻しに伴う割引証等の返還】

第 100 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について、払戻しの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

【運賃の払戻し箇所】

第 101 条 運賃の払戻しは、別に定める場合を除いて、旅客から請求を受けた駅で、乗車券・再収受証明書または不乗証明書と引換えに取り扱う。

(注) 別に定める場合の払戻し箇所は次のとおりとする。

旅行開始前に普通運賃を払戻しするとき(第 102 条)	発行駅
団体運賃を払戻しするとき(第 102 条)	発行駅
改札後の乗車券を払戻しするとき(第 103 条)	発行駅
旅行中止するとき(第 110 条)	旅行中止駅
運行不能の場合で	
旅行を中止したとき(第 115 条)	旅行中止駅
無賃送還をうけたとき(第 116 条)	送還を終えた駅
他経路乗車したとき(第 117 条)	旅行終了駅
運行不能区間を任意に旅行したとき(第 118 条)	旅行終了駅
改札後の乗車券を払戻しするとき(第 103 条)	その駅
団体運賃を払戻しするとき(第 102 条)	発行駅

【任意の旅行取りやめによる旅行開始前の運賃の払戻し】

第 102 条 旅客は、乗車券(定期券および回数券を除く)が不要となった場合に、その乗車券が改札を受ける前で、かつ、通用期間内であるときに限って、これをその乗車券の発行駅に差し出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として普通券にあっては 1 枚につき 170 円を、団体券または貸切券にあっては 1 枚につき 220 円(保証金を充当して発売したものにあっては保証金の額)を支払うものとする。ただし、旅行取りやめの理由が第 114 条に規定する、列車の運行不能による場合は、手数料を必要としない。

2 前項の規定により払戻しをする乗車券が、往復乗車を発売条件とした割引乗車券であって、往片等その一部を使用している場合の払戻額は、既に収受した往復運賃から、既に使用した券片に対する無割引の普通運賃と手数料 170 円を差し引いた残額とする。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

【改札後の乗車券の払戻し】

第 103 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、改札後の乗車券であっても改札誤りの証明をして、前条の規定を準用して取り扱うことができる。

- (1) 乗車券を重複して購入した場合
- (2) 改札後間もなく列車が出発したため、乗車できなかった場合

【任意の旅行取りやめによる使用開始前の定期運賃および回数運賃の払戻し】

第 104 条 旅客は、通用期間開始前の定期券を、定期券関連規則第 26 条に規定する駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を任意の駅に差し出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。

- 2 定期券について、前項の払戻しを請求する場合、当社が定める「再発行・発行替・払戻請求書」を提出するほか、公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により払戻しする場合、旅客は、手数料として、定期券にあっては 1 枚につき 220 円、回数券にあっては 11 回券または 22 回券につき 220 円を支払う(ただし、回数券カードについては、各々 1 枚につき 220 円支払う)。

【使用開始後の回数運賃の払戻し】

第 105 条 旅客は、回数券を一部使用后、通用期間内の残券片について、回数運賃の払戻しを請求することができる。ただし、1 回について手数料 220 円を収受する。

- 2 前項の取扱いによる払戻額の計算は次のとおりとする。

既に収受した回数運賃 - {(使用済券片数 × 同区間普通運賃) + 手数料} = 払戻額

(注) 払戻しのできる 1 冊としての条件

○購入駅が同一 ○通用期間が同一 ○運賃区間が同一で通用期間中のものに限る

【通用開始後の定期運賃の払戻し】

第 106 条 旅客は、定期券が通用期間内であるときに限って、その定期券を定期券関連規則第 26 条に規定する駅に差し出して、既に支払った定期運賃から、通用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として定期券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

- 2 前項の払戻しを請求する場合は、第 104 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、また、1 か月未満の経過月数は 1 か月として計算する。
- 4 第 1 項の定期券の経過月数に相当する定期運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 通用経過月数が 1 か月または 3 か月のときは、各その月数の定期運賃
 - (2) 通用経過月数が 2 か月のときは 1 か月定期運賃の 2 倍の額
 - (3) 通用経過月数が 4 か月のときは、3 か月定期運賃と 1 か月定期運賃の合算額
 - (4) 通用経過月数が 5 か月のときは、3 か月定期運賃と 1 か月定期運賃の 2 倍との合算額
- 5 本条の規定による払戻しを、「月割払戻」という。

7. 乗車変更および特殊な取扱い

【通用開始後7日以内の定期運賃の払戻し】

第107条 定期券を所持する旅客が、通用開始後7日以内に不要となり、当該定期券を定期券関連規則第26条に規定する駅に差し出した場合は、手数料220円を収受して、旅客から既に収受した定期運賃から、通用区間(券面表示経路)のキロ程による普通運賃(キロ程が76キロをこえる場合は76キロを上限とする)によって1日1往復ずつ乗車したものと計算した額を差し引いた残額を払戻しする。

2 前項の払戻しを請求する場合は、第104条第2項の規定を準用する。

3 本条の規定により払戻額を算出する方法を「普通払戻」という。

(注) 月割払戻と比較し、払戻額が大となる方の取扱いをする。

【定期運賃の払戻し特例】

第108条 旅客から定期券払戻しの請求があり、次の各号の取扱いによる場合は、既に収受した定期運賃から、第48条第2項に規定する定期運賃日割額を10倍した額にもとの定期券の通用開始日から申し出のあった日を含んだ経過旬数(1旬未満の端数は1旬とする)を乗じた額と、手数料220円を加えた額を差し引いた残額を払戻しすることができる。

(注) 経過日数が7日以内の場合、普通払戻と比較し、払戻額が大となる方の取扱いをする。

(1) 定期券の種類または区間変更の申し出により、定期券発売所において、新たな定期券を発売するとともに、もとの定期券を収受した場合

(注) 通学定期券の区間変更による発売は、通学証明書でその内容が証明できる場合に限る。

(2) 旅客が定期券を紛失し、再購入後、紛失定期券の発見その他の理由により重複購入となったため、もとの定期券を差し出した場合

(3) 旅客が死亡により、引取り人が定期券を差し出し、医師の診断書またはその写しを提出した場合

2 前項の払戻しを請求する場合は、第104条第2項の規定を準用する。

3 本条の規定により払戻額を算出する方法を「旬割払戻」という。

【団体旅客申込人員減少時の払戻し】

第109条 団体旅客申込人員減少時の払戻しについては、団体券は発行駅、団体数取券は購入した阪急交通社営業所において、1回に限り、1件につき手数料220円を収受して、不乗証明書または団体数取券残券と引換えに、既収運賃から実際に乗車した区間および人員(実際乗車人員が、責任人員よりも減少した場合は責任人員)相当の運賃を差し引いた残額を払戻しする。

【旅行中止による通用期間の延長および運賃の払戻し】

第110条 旅客は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、所持する乗車券が通用期間内であるときは、1回に限って、乗車券の通用期間の延長を請求し、または既に支払った運賃から既に乗車した区間の普通運賃を差し引いた残額の払戻しを、旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、通用期間の延長を請求する旅客は、乗車券を駅に預ける。また払戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき170円を支払う。

(1) 傷病によって、旅行を中止したとき

(2) 司法権の発動、または国会から喚問その他これに類する行政権によって旅行を中止したとき

2 前項の通用期間の延長は、その理由がなくなった日までとする。ただし、30日をこえることはできない。

3 延長した期間内に旅行を継続しなかったときは、乗車券は無効として回収する。

4 第1項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても準用する。

5 定期券・回数券・団体券または貸切券を使用する旅客は、前各項の請求をすることができない。

【傷病等の理由で割引乗車券の運賃を払い戻す場合の取扱い】

第111条 割引乗車券を所持する旅客が、傷病もしくは司法権の発動または行政権によって旅行を中止し、運賃の払戻しを請求した場合は、既に収受した割引運賃から、同じ割引率による既に乗車した区間の運賃に手数料170円を加えたものを差し引いた残額の払戻しをする。

【傷病等の場合の証明】

第112条 旅客は、第110条の規定により通用期間の延長または運賃の払戻しを請求する場合は、原因が外傷等で一見して事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等証明できるものを呈示しなければならない。

【最終列車に乗り遅れた場合の通用期間の延長】

第113条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに乗車券を係員に呈示して通用期間の延長を請求することができる。この場合は、翌日まで通用期間を延長する。

7. 5 運行不能

【列車の運行不能の場合の取扱い】

第114条 旅客は、旅行開始後、列車が運行不能(2時間以上遅延する場合を含む。以下同じ)になった場合、次の各号の取扱いを請求することができる。

- (1) 第115条の規定による運賃の払戻し
- (2) 第116条の規定による無賃送還の取扱いとそれに伴う運賃の払戻し
- (3) 第117条の規定による他経路乗車の取扱い

2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

【運行不能のため旅行を中止した場合の運賃の払戻し】

第115条 旅客(定期券・回数券を使用する旅客を除く)が、運行不能のため旅行を中止した場合は、旅行を中止した駅において、既に支払った運賃から既に乗車した区間に対する普通運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、乗車券が割引のものであるときは、もとの乗車券と同じ割引率による既に乗車した区間の運賃を差し引いて払い戻す。

【運行不能の場合における無賃送還とこれに伴う運賃の払戻し】

第116条 旅客(定期券を使用する旅客を除く)の無賃送還の取扱いは、次の各号による。

- (1) 無賃送還は、事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に出発する列車による。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (4) 旅客が、第2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行なった場合は、次の各号によって送還を終えた駅で運賃の払戻しをする。ただし、回数券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、収受運賃の全額を払戻しする。
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面の途中駅まで送還したときは、もとの発駅から途中駅までの普通運賃を、収受運賃から差し引いて、その残額を払戻しする。この場合、乗車券が割引のものであるときは、もとの乗車券と同じ割引率による既に乗車した区間の運賃を差し引いて払い戻す。

3 第1項の無賃送還を行なった場合、回数券を使用する旅客は、その券片を次の乗車の際に、券面表示事項に従って使用することができる。

【運行不能の場合における他経路乗車】

- 第 117 条** 列車が運行不能となった場合、旅客は、同一目的地に至る他の最短経路をとることを請求することができる。この場合、旅客は、他経路乗車中に、途中下車することができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、旅行を終えた駅で、既に收受した運賃と実際乗車した区間の運賃とを比較して、過剰額は払い戻し、不足額は收受しない。ただし、定期券または回数券を使用する旅客については、過剰額の払戻しをしない。
- 3 旅客が、他経路乗車中の途中駅で下車する場合は、下車駅で、既に收受した運賃と発駅から下車駅までの運賃とを比較して、過剰額は払い戻し、不足額は收受する。ただし、回数券を使用する旅客については、過剰額の払戻しをしない。また、定期券を使用する旅客については、他経路への分岐駅からの別途乗車、または券面区間をこえる区間に対する別途乗車(いずれか低額となる方)として取り扱う。
- 4 他社線にまたがって、本条による他経路乗車の取扱いをする場合は、振替・代行輸送関連規則による。

【運行不能区間を任意に旅行した場合の運賃の払戻し】

- 第 118 条** 列車が運行不能となった場合、旅客(定期券または回数券を使用する旅客を除く)が、不通区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、係員にそのことを申し出て乗車券に不乗証明を受け、旅行を終えた駅に差し出し、不通区間に対する運賃の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の場合の運賃の払戻し額は、次の各号によるものとする。
- (1) 乗車券が普通運賃によるものであるときは、不乗車区間に対する普通運賃
- (2) 乗車券が割引運賃によるものであるときは、不乗車区間に対する割引運賃

【運行休止の場合の運賃の払戻し】

- 第 119 条** 定期券または回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き 5 日以上乗車券を使用できなくなった場合、乗車券を駅に差し出して、相当日数の通用期間の延長または次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。
- (1) 定期券については、使用しない区間(2 区間以上ある場合は、これらの区間のキロ程を通算する)のものの定期券と同一の種類および期間による定期運賃を通用日数(通用期間が 1 か月のものは 30 日、3 か月のものは 90 日、6 か月のものは 180 日とする)で割って(1 円未満の端数は 1 円単位に切り上げる)休止日数を掛けた額を端数計算した額
- (2) 回数券については、回数運賃を総券片数で割って、残余の券片数を掛け、端数計算した額

7. 6 紛失

【旅客が乗車券を紛失した場合】

第 120 条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、無札旅客として普通運賃およびその2倍の額の増運賃を収受し、前途の乗車区間については、普通運賃を収受する。この場合、乗車駅が明らかでないときは列車の出発駅から乗車したものとみなして取り扱う。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、全乗車区間の普通運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、当社が定める様式の再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券を使用する旅客は、請求することができない。
- 3 旅客が旅行開始前に乗車券(定期券および回数券を除く)を紛失した場合は、第1項ただし書きおよび前項の規定を準用する。
- 4 紛失した乗車券が、団体券または貸切券で、係員がその事実を認定できるときは、別に運賃を収受せず、220円の手数料を収受して相当の団体券または貸切券の再交付をすることができる。ただし、その乗車券について既に運賃の払戻しをしている場合は、再交付の取扱いをしない。

【再収受した運賃の払戻し】

第 121 条 前条の規定によって普通運賃および増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合、乗車券と再収受証明書とを最寄りの駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料170円を支払い、運賃の払戻しを請求することができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して1か年を経過したときは、請求することができない。

【定期券を災害によって焼失した場合】

第 122 条 旅客は、定期券を災害によって焼失または紛失した場合、再発行の請求をすることができる。この場合、担当官公署の証明書類および当社が定める「再発行・発行替・払戻請求書」を提出するものとする。

(注) 磁気定期券を盗難または過失によって紛失した場合は、再発行の請求はできない。

7. 7 誤乗および誤購入

【誤乗区間の無賃送還】

第 123 条 旅客(定期券または回数券を使用する旅客を除く)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車によって、誤乗区間について運賃を収受せずに無賃送還の取扱いをする。

2 旅客が、無賃送還中に、途中駅に下車するときは、既に収受した運賃と発駅から下車駅までの運賃とを比較して、不足額を収受(過剰額は払戻しをしない)するか、または誤乗区間へ分岐する駅から下車駅までの往復運賃を収受する。

【乗車券の誤購入または誤発売の場合の取扱い】

第 124 条 旅客が、駅名の類似その他の理由により、誤って希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入または誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した運賃と正当な運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

8. 入場券

【入場券の発売】

第 125 条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が連れてくる幼児2人までについては、この限りではない。

2 入場券は、券面に発売時刻および使用時間を制限する旨を表示し発売する。

(注) 入場者の年齢別区分については第 42 条の規定を準用する。

【入場券の料金】

第 126 条 入場券の料金は、1 枚につき大人 170 円、小児 90 円とする。

【入場券の効力】

第 127 条 入場券は、発売駅で発売当日中に、制限された使用時間(以下「制限使用時間」という)内で、1 枚につき 1 人 1 回に限って使用することができる。

2 前項の制限使用時間とは、改札機で改札を受けて入場する際に券面に印字される時刻より 2 時間とする。

3 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

【入場券が無効となる場合】

第 128 条 入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項もしくは券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき
- (4) 制限使用時間をこえて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間をこえた時間(以下「超過使用時間」という)について無効とする。
- (5) その他入場券を、不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

【入場券の様式】

第 129 条 入場券の様式は、当社が定める。

【入場券の改札および引渡し】

第 130 条 入場券は、入場の際に、改札を受けなければならない。

2 入場券は、使用を終えたとき直ちに、係員に引き渡さなければならない。

3 入場券を使用する旅客は、改札機投入口に投入して改札を受けなければならない。

【無札入場者】

第 131 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、または入場券が無効となる場合の規定により取り扱った場合は、入場者から第 126 条に規定する入場料金を収受する。また、第 128 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、超過使用時間を制限使用時間で除したものの(小数点以下切り上げ)に、第 126 条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第 128 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

【入場料金の払戻し】

第 132 条 第 8 条の規定により入場券の使用を制限し、また停止した場合は、入場券を所持する者にとっては、入場料金の払戻しを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払戻しはしない。

9. 手回り品

【持込禁止品】

第 133 条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 危険品および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く)
- (3) 死体
- (4) 動物(少量の小鳥・小虫類および魚類で容器に入れたもの、または手回り品料金を支払って、持込みの承諾を受けた動物を除く)
- (5) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第 5 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ること等がないよう措置することとする。

- 2 旅客が、手回り品中に持込禁止品を収納している疑いがあるときは、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 第 1 項第 1 号ならびに第 2 号に規定する物品の車内への持込みの防止、その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客に対し、前項の点検の対象者を特定するための協力を求めることがある。
- 4 旅客は、第 2 項ならびに第 3 項の規定による協力の求めに応じたことによって列車に乗車できないとき(第 1 項に規定する持込禁止品を所持していなかった場合に限る。)は、第 114 条第 1 項第 1 号および第 2 号の取扱いを請求することができる。
- 5 第 2 項ならびに第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場内からの退去を求めることがある。

【無料手回り品】

- 第 134 条** 旅客は、第 133 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、2.5 メートル以内で、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、1 辺の長さが最大 2 メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。
- 2 旅客は、自己の身の回り品として携帯する、傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、前項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。
- 3 旅客は、ベビーカーを無料手回り品として持ち込むことができる。また、次の各号のいずれかに該当する犬を無料で車内に同伴することができる。
- (1) 身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬ならびに聴導犬)。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。
- (3) 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」(平成 30 年 11 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)に則り、日本における指定法人等の認定を受けた補助犬。ただし、指定法人等が発行した表示を行い、旅客が海外補助犬使用者期間限定証明書を所持する場合に限る。
- (注) 証明書の様式および表示については、当社が認めたものとする。
- 4 旅客は、第 1 項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。
- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの
- 5 旅客は、第 1 項に規定する長さが制限をこえる場合であっても、運動用具、娯楽用具または楽器類であつて、専用の袋またはケースに収納したもので、かつ、立てて車両において携帯できる程度の長さであるときは、無料で車内に持ち込むことができる。

- 6 旅客は、車いす(電動式は4輪に限る)または、ハンドル型電動車いすであって、第1項に規定する容積または総重量が制限をこえるときでも、その長さおよび高さが120センチメートル、幅が70センチメートル程度のものであるときは、車内に持ち込むことができる。なお、ハンドル型電動車いすの取扱い対象駅は、次のとおりとする。

中津を除く全駅

ただし、次の駅は、機種や操作方法によっては利用できない場合がある。

駅名	状況	走行試験の結果
六甲・中山観音・相川・長岡天神	直角型エレベーター (9人乗り)	最小回転半径 1460 mmの機種で利用可能
桂 (嵐山行き)	直角型エレベーター (11人乗り)	最小回転半径 1290 mmの機種で利用可能
淡路	直角型エレベーター (9人乗り)	
柴島 (天下茶屋行き)	スロープ	

〔参考〕

交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ「らくらくおでかけネット」

【有料手回り品および普通手回り品料金】

第135条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するものは、普通手回り品料金を支払って、車内に持ち込むことができる。普通手回り品料金は、1乗車ごとに、1個について290円とする。

- (1) 小犬・猫・はと、またはこれらに類する小動物(猛獣およびヘビの類を除く)であって、3辺の最大の和が1.2メートル以内の専用の容器に納め、容器ごとの重量が10キログラム以内のもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないもの。
- (2) 前号のほか、当社が特に承認したもの。この場合、当社が定める「制限外手回り品客車内持込特認証」を交付する。

【普通手回り品切符】

第136条 前条の規定により普通手回り品料金を支払う旅客に対しては、普通手回り品切符を交付する。

- 2 普通手回り品切符の様式は、当社が定める。
- 3 普通手回り品切符は、規則に定められた条件に従って手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。
- 4 普通手回り品切符は、改札を受けた後旅客が携帯し係員から請求があるときは、いつでも呈示するとともに下車の際に、係員に引き渡さなければならない。

【持込禁止品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置】

第 137 条 旅客が、持込禁止品、または無料手回り品・有料手回り品の範囲をこえる物品を、当社の承諾を受けないで、車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金および増料金を収受する。

(1) 第 133 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき
普通手回り品持込料金(290 円)およびその 10 倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあっては、次により計算した増料金

ア 火薬類	1 キログラムにつき	1,000 円
イ その他の危険品	同	300 円

(注) 本号は、物品を車内に持ち込もうとした場合に準用する。

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
普通手回り品持込料金(290 円)およびその 2 倍の増料金

2 着駅において、旅客が第 133 条に規定する持込禁止品、または第 134 条・第 135 条の規定による持込制限をこえる物品を、当社の承諾を受けないで、車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

【旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置】

第 138 条 旅客運送の伴わない物品を手回り品のように装う等の手段により、物品の無料運送を図った場合は、無料運送を図った者に対し、第 137 条第 1 項の規定を準用する。

【手回り品の保管】

第 139 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負わなければならない。

【手回り品料金の払戻し】

第 140 条 旅客は、次の各号の場合、払戻しの請求ができる。

(1) 旅行開始前に手回り品の持込みを見合わせたとき。この場合、払戻し手数料 170 円を収受する。

(2) 旅客の責任とならない理由によって、旅行を見合わせたとき

(3) 列車が運行不能となり有料手回り品の持込駅まで無賃送還の取扱いをしたとき

(注) 旅客の責任とならない理由による場合は、無手数料で払戻しをする。

別表第1号

営業キ口程表

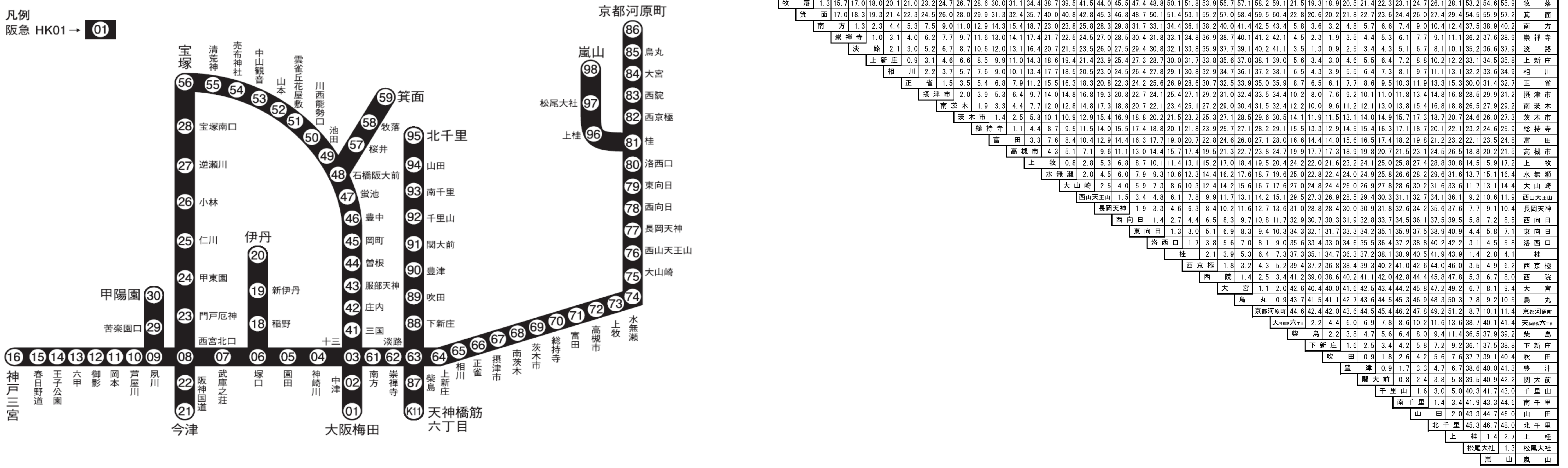
Table with 2 columns: Station Name (駅名) and Distance (キロ). Lists 160 stations and their distances from the starting point.

(摘要)

経路2途ある駅間は最短キロ程を表示

石橋阪大前経由のキロ程 大阪梅田 - 宝塚 24.5 キロ
中津 - 〃 23.6 キロ
十三 - 〃 22.1 キロ

凡例 阪急 HK01 -> 01



別表第2号

普通旅客運賃表

2023年4月1日改定

(大人片道普通運賃につき10円の鉄道駅バリアフリー料金を含む)

Table with 2 columns: Station Name (駅名) and Fare (運賃). Lists stations from 大阪梅田 to 嵐山 and corresponding fares.

(摘要)

小児運賃は、大人運賃を折半し、10円単位に切り上げた額です。

凡例

阪急 HK01 → 01

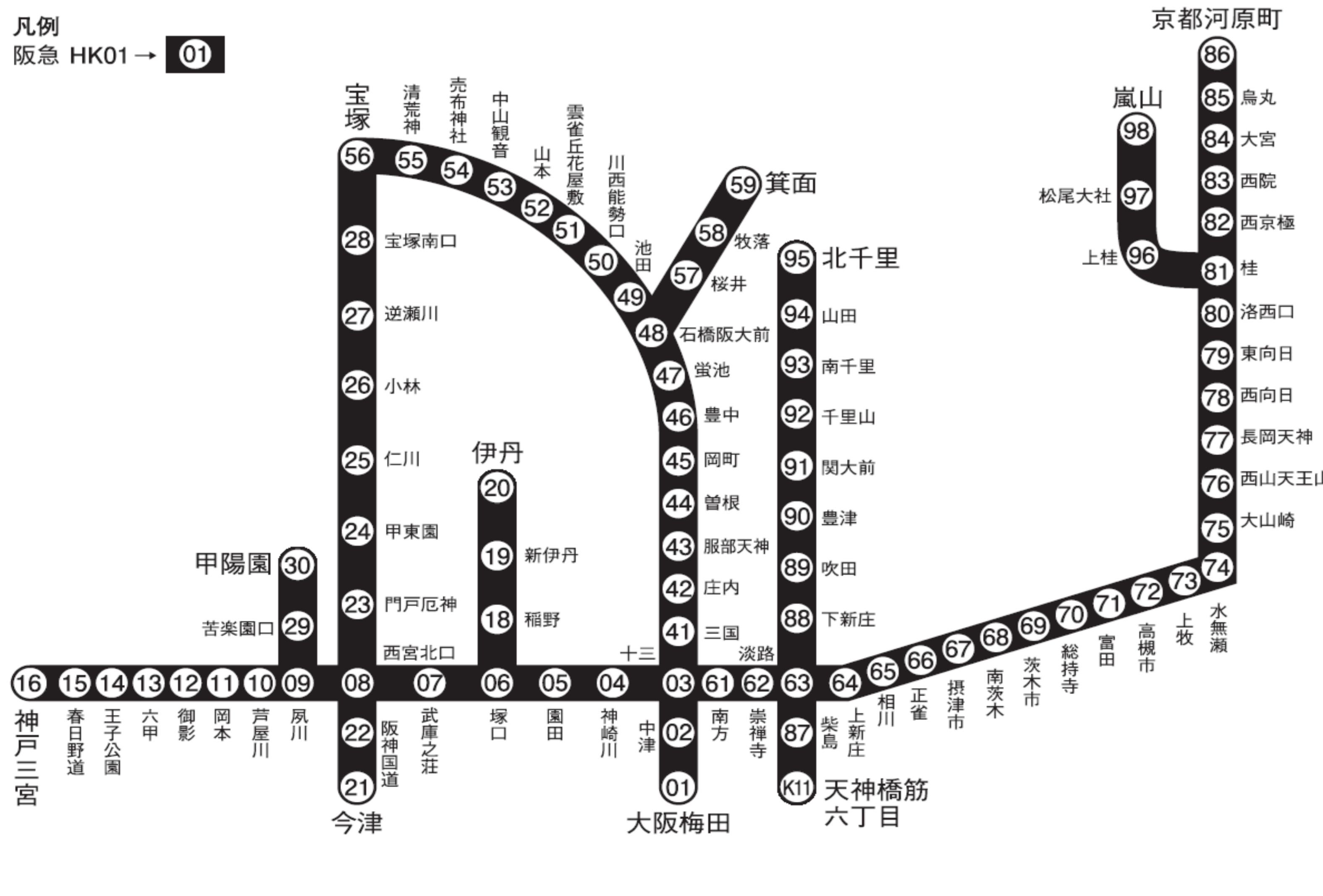


Table with 3 columns: 区数(区) (Zone), キロ程(キロ) (Distance in km), 大人(円) (Adult fare in Yen). Shows fare zones from 1 to 11.

Table with 2 columns: Station Name (駅名) and Fare (運賃). Lists stations from 京都河原町 to 嵐山 and corresponding fares.

定期旅客運賃表

2023年4月1日改定

(大人通勤1か月定期運賃につき380円の鉄道駅バリアフリー料金を含む)

阪急電鉄株式会社

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
1	170	4,540	12,940	24,520	1,390	3,970	7,510
2	170	5,010	14,280	27,060	1,560	4,450	8,430
3	170	5,490	15,650	29,650	1,730	4,940	9,350
4	170	5,980	17,050	32,300	1,900	5,420	10,260
5	200	6,470	18,440	34,940	2,050	5,850	11,070
6	200	6,940	19,780	37,480	2,200	6,270	11,880
7	200	7,380	21,040	39,860	2,350	6,700	12,690
8	200	7,810	22,260	42,180	2,500	7,130	13,500
9	200	8,180	23,320	44,180	2,630	7,500	14,210
10	240	8,550	24,370	46,170	2,760	7,870	14,910
11	240	8,870	25,280	47,900	2,880	8,210	15,560
12	240	9,160	26,110	49,470	3,010	8,580	16,260
13	240	9,430	26,880	50,930	3,120	8,900	16,850
14	240	9,700	27,650	52,380	3,220	9,180	17,390
15	280	9,930	28,310	53,630	3,340	9,520	18,040
16	280	10,150	28,930	54,810	3,420	9,750	18,470
17	280	10,380	29,590	56,060	3,500	9,980	18,900
18	280	10,580	30,160	57,140	3,590	10,240	19,390
19	280	10,770	30,700	58,160	3,670	10,460	19,820
20	290	10,970	31,270	59,240	3,760	10,720	20,310
21	290	11,160	31,810	60,270	3,840	10,950	20,740
22	290	11,340	32,320	61,240	3,930	11,210	21,230
23	290	11,550	32,920	62,370	3,990	11,380	21,550
24	290	11,730	33,440	63,350	4,060	11,580	21,930
25	290	11,920	33,980	64,370	4,130	11,780	22,310
26	290	12,120	34,550	65,450	4,190	11,950	22,630
27	330	12,310	35,090	66,480	4,250	12,120	22,950
28	330	12,520	35,690	67,610	4,310	12,290	23,280
29	330	12,700	36,200	68,580	4,370	12,460	23,600
30	330	12,890	36,740	69,610	4,440	12,660	23,980

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
31	330	13,090	37,310	70,690	4,490	12,800	24,250
32	330	13,280	37,850	71,720	4,540	12,940	24,520
33	330	13,460	38,370	72,690	4,590	13,090	24,790
34	390	13,670	38,960	73,820	4,640	13,230	25,060
35	390	13,850	39,480	74,790	4,700	13,400	25,380
36	390	14,040	40,020	75,820	4,750	13,540	25,650
37	390	14,240	40,590	76,900	4,810	13,710	25,980
38	390	14,420	41,100	77,870	4,860	13,860	26,250
39	390	14,590	41,590	78,790	4,900	13,970	26,460
40	390	14,790	42,160	79,870	4,940	14,080	26,680
41	390	14,960	42,640	80,790	4,990	14,230	26,950
42	390	15,140	43,150	81,760	5,030	14,340	27,170
43	410	15,330	43,700	82,790	5,070	14,450	27,380
44	410	15,500	44,180	83,700	5,110	14,570	27,600
45	410	15,660	44,640	84,570	5,160	14,710	27,870
46	410	15,850	45,180	85,590	5,200	14,820	28,080
47	410	16,010	45,630	86,460	5,240	14,940	28,300
48	410	16,180	46,120	87,380	5,270	15,020	28,460
49	410	16,360	46,630	88,350	5,300	15,110	28,620
50	410	16,520	47,090	89,210	5,330	15,200	28,790
51	410	16,690	47,570	90,130	5,360	15,280	28,950
52	480	16,840	48,000	90,940	5,390	15,370	29,110
53	480	17,020	48,510	91,910	5,420	15,450	29,270
54	480	17,170	48,940	92,720	5,450	15,540	29,430
55	480	17,330	49,400	93,590	5,480	15,620	29,600
56	480	17,470	49,790	94,340	5,530	15,770	29,870
57	480	17,590	50,140	94,990	5,560	15,850	30,030
58	480	17,720	50,510	95,690	5,590	15,940	30,190
59	480	17,840	50,850	96,340	5,620	16,020	30,350
60	480	17,960	51,190	96,990	5,650	16,110	30,510

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
61	540	18,110	51,620	97,800	5,680	16,190	30,680
62	540	18,230	51,960	98,450	5,710	16,280	30,840
63	540	18,350	52,300	99,090	5,740	16,360	31,000
64	540	18,480	52,670	99,800	5,780	16,480	31,220
65	540	18,620	53,070	100,550	5,800	16,530	31,320
66	540	18,750	53,440	101,250	5,820	16,590	31,430
67	540	18,870	53,780	101,900	5,840	16,650	31,540
68	540	18,990	54,130	102,550	5,860	16,710	31,650
69	540	19,140	54,550	103,360	5,890	16,790	31,810
70	540	19,260	54,900	104,010	5,910	16,850	31,920
71	640	19,360	55,180	104,550	5,930	16,910	32,030
72	640	19,470	55,490	105,140	5,950	16,960	32,130
73	640	19,570	55,780	105,680	5,970	17,020	32,240
74	640	19,690	56,120	106,330	5,990	17,080	32,350
75	640	19,790	56,410	106,870	6,010	17,130	32,460
76	640	19,900	56,720	107,460	6,030	17,190	32,570
77		20,000	57,000	108,000	6,040	17,220	32,620
78		20,100	57,290	108,540	6,060	17,280	32,730
79		20,230	57,660	109,250	6,070	17,300	32,780
80		20,330	57,950	109,790	6,080	17,330	32,840
81		20,430	58,230	110,330	6,090	17,360	32,890
82		20,530	58,520	110,870	6,100	17,390	32,940
83		20,640	58,830	111,460	6,110	17,420	33,000
84		20,760	59,170	112,110	6,120	17,450	33,050
85		20,860	59,460	112,650	6,130	17,480	33,110
86		20,970	59,770	113,240	6,140	17,500	33,160
87		21,070	60,050	113,780	6,150	17,530	33,210
88		21,170	60,340	114,320	6,160	17,560	33,270
89		21,280	60,650	114,920	6,170	17,590	33,320
90		21,400	60,990	115,560	6,180	17,620	33,380
91		21,500	61,280	116,100	6,190	17,650	33,430
92		21,600	61,560	116,640	6,200	17,670	33,480

定期旅客運賃日割額表

2023年4月1日改定

(大人通勤1か月定期運賃につき380円の鉄道駅バリアフリー料金を含む)

阪急電鉄株式会社

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
1	170	152	144	137	47	45	42
2	170	167	159	151	52	50	47
3	170	183	174	165	58	55	52
4	170	200	190	180	64	61	57
5	200	216	205	195	69	65	62
6	200	232	220	209	74	70	66
7	200	246	234	222	79	75	71
8	200	261	248	235	84	80	75
9	200	273	260	246	88	84	79
10	240	285	271	257	92	88	83
11	240	296	281	267	96	92	87
12	240	306	291	275	101	96	91
13	240	315	299	283	104	99	94
14	240	324	308	291	108	102	97
15	280	331	315	298	112	106	101
16	280	339	322	305	114	109	103
17	280	346	329	312	117	111	105
18	280	353	336	318	120	114	108
19	280	359	342	324	123	117	111
20	290	366	348	330	126	120	113
21	290	372	354	335	128	122	116
22	290	378	360	341	131	125	118
23	290	385	366	347	133	127	120
24	290	391	372	352	136	129	122
25	290	398	378	358	138	131	124
26	290	404	384	364	140	133	126
27	330	411	390	370	142	135	128
28	330	418	397	376	144	137	130
29	330	424	403	381	146	139	132
30	330	430	409	387	148	141	134

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
31	330	437	415	393	150	143	135
32	330	443	421	399	152	144	137
33	330	449	427	404	153	146	138
34	390	456	433	411	155	147	140
35	390	462	439	416	157	149	141
36	390	468	445	422	159	151	143
37	390	475	451	428	161	153	145
38	390	481	457	433	162	154	146
39	390	487	463	438	164	156	147
40	390	493	469	444	165	157	149
41	390	499	474	449	167	159	150
42	390	505	480	455	168	160	151
43	410	511	486	460	169	161	153
44	410	517	491	465	171	162	154
45	410	522	496	470	172	164	155
46	410	529	502	476	174	165	156
47	410	534	507	481	175	166	158
48	410	540	513	486	176	167	159
49	410	546	519	491	177	168	159
50	410	551	524	496	178	169	160
51	410	557	529	501	179	170	161
52	480	562	534	506	180	171	162
53	480	568	539	511	181	172	163
54	480	573	544	516	182	173	164
55	480	578	549	520	183	174	165
56	480	583	554	525	185	176	166
57	480	587	558	528	186	177	167
58	480	591	562	532	187	178	168
59	480	595	565	536	188	178	169
60	480	599	569	539	189	179	170

和程	普通運賃	通勤			通学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
和	円	円	円	円	円	円	円
61	540	604	574	544	190	180	171
62	540	608	578	547	191	181	172
63	540	612	582	551	192	182	173
64	540	616	586	555	193	184	174
65	540	621	590	559	194	184	174
66	540	625	594	563	194	185	175
67	540	629	598	567	195	185	176
68	540	633	602	570	196	186	176
69	540	638	607	575	197	187	177
70	540	642	610	578	197	188	178
71	640	646	614	581	198	188	178
72	640	649	617	585	199	189	179
73	640	653	620	588	199	190	180
74	640	657	624	591	200	190	180
75	640	660	627	594	201	191	181
76	640	664	631	597	201	191	181
77		667	634	600	202	192	182
78		670	637	603	202	192	182
79		675	641	607	203	193	183
80		678	644	610	203	193	183
81		681	647	613	203	193	183
82		685	651	616	204	194	183
83		688	654	620	204	194	184
84		692	658	623	204	194	184
85		696	661	626	205	195	184
86		699	665	630	205	195	185
87		703	668	633	205	195	185
88		706	671	636	206	196	185
89		710	674	639	206	196	186
90		714	678	642	206	196	186
91		717	681	645	207	197	186
92		720	684	648	207	197	186

別表第5号

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	<p>火薬類</p> <p>(1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管または火管付薬きょう、火薬または爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管または銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの</p> <p>(3) 銃用実包または銃用空包で、弾帯または薬ごうにそう入し、または振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包または拳銃用実包にあっては800個以内)のもの</p>
2	<p>高压ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品</p> <p>(2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フロン-12、</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品とし車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用または携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高压ガスを含む製品で、2リッ</p>

		フレオン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	トル以内のものまたは容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
3	マッチと軽火工品	(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬または着火器ともいう)、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの (2) 導火線または電気導火線で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの (4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
4	油紙、油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゆうとその製品 (3) 動物性油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器、荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロールまたはザイロール)、メタノール(メチルアルコールまたは木精)、アルコール(変性アルコールを含む)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロ	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く)で、2リットル以内のものまたは容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことが

		<p>ロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルプロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体及びその製品(ペンキ等)</p> <p>(2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)</p> <p>(3) ニトロトルエン(ニトロトリオール)</p>	<p>できる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p>
6	可燃性固体	<p>金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状またはひも状のものに限る)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモンまたは硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
7	吸湿発熱物	<p>ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)</p>	<p>乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<p>(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む)、沸化水素酸</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として、車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの</p>

			(2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソルゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリンおよび液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイ

旅客営業規則

別表第5号

			ド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。